

倉吉市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年7月27日

倉吉市長 広田 一恭

1 給水装置工事の事業を廃止する倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

指定番号 第105号

所在地 鳥取県倉吉市米田町2丁目23番地2

名称 水谷工業 有限会社

代表者 代表取締役 水谷 哲章

2 廃止した日

令和4年7月25日